

研究活動に関する不正行為防止規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公的研究費補助金等取扱規程第12条第1項の規定に基づき、常葉学園短期大学（以下「本学」という。）において行われる研究活動に関する不正行為の防止及び不正行為への対応について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 本学の教職員が行った研究活動に係わる申請、実施、報告又は審査（本学に所属していた教職員がその在職中に行ったものを含む。）における故意の捏造（データ、研究結果等を偽造すること又はこれら偽造したものを記録、報告、論文等に利用すること）、改ざん（職務上の資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、職務活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること）若しくは盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、用語等を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること）
- (2) 本学において、運営費交付金及び競争的資金等の外部資金（以下「競争的資金等」という。）の管理を行う者又は競争的資金等の配分を受けた者が、本学及び競争的資金等配分機関が定める資金の使用ルールに反して不正に使用した行為
- (3) 本学に在籍する者又は在籍した者が在籍中に他の研究機関から競争的資金等の配分を受けて、当該機関及び競争的資金等配分機関が定める資金の使用ルールに反して不正に使用した行為

第2章 研究活動に関する不正行為防止計画推進本部

(研究活動に関する不正行為防止計画推進本部)

第3条 学長は、不正行為防止計画を推進するため、学長直属の組織として、「研究活動に関する不正行為防止計画推進本部」（以下「推進本部」という。）を置く。

(本部長)

第4条 推進本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

2 本部長は、推進本部の最高管理責任者として、次条に定める推進本部の任務を統括する。

(推進本部の任務)

第5条 推進本部は、次に掲げる任務を所掌する。

- (1) 不正行為防止のための教職員等の行動規範の策定及びその浸透方策の推進
- (2) 不正行為防止計画の策定及び実施
- (3) 第9条に定める不正行為通報窓口の周知
- (4) 第13条に定める調査委員会の設置
- (5) 調査委員会による調査結果の受理
- (6) 告発者、被告発者等への調査結果等の報告
- (7) 不服申立ての受理
- (8) 調査委員会による再調査結果の受理

(推進本部の組織)

第6条 推進本部は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本部長

- (2) 副本部長 2人
- (3) 各学科長及び教養教育主任

2 推進本部の委員の氏名及び職名は、公開する。

(副本部長)

第7条 副本部長は、副学長及び事務部長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 副本部長のうち、事務部長を統括管理責任者とし、推進本部の任務を遂行するに当たり、委員の任務遂行状況を管理する。

(推進本部会議)

第8条 推進本部に、必要な事項を審議するため推進本部会議を置く。

2 推進本部会議は、推進本部の委員（以下「本部員」という。）をもって組織する。

3 推進本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

4 議長に事故あるときは、統括管理責任者がその職務を代行する。

5 推進本部会議は、本部員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 推進本部会議の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 議長が必要と認めるときは、本部員以外の者を推進本部会議に出席させ、意見を聴くことができる。

8 推進本部会議の庶務は、研究支援担当者が行う。

第3章 告 発

(通報窓口)

第9条 推進本部は、不正行為に係る告発、情報提供等に対応するため、不正行為通報窓口を設置する。

2 何人も、競争的資金等の不正の疑いを発見したときは、電話、FAX、電子メール、書面、面談等により、不正が疑われる研究者等の不正の態様等を通報することができる。

3 通報は原則として実名によらなければならない。ただし、匿名による通報があった場合においても、その内容によっては、実名による通報に準じた取扱いをすることができる。

4 不正行為に関する通報は、被通報者名、不正行為の態様等、当該事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な根拠が示されていなければならない。

5 前項に定める通報を受け付ける窓口は、常葉学園本部学務担当とする。

6 通報を受けた常葉学園本部学務担当は、速やかに文書で本部長に報告するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 本学の教職員は、不正行為に係る告発、相談を行ったこと、不正行為の調査への協力等を行ったことを理由として、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密の保持)

第11条 不正行為に係る告発に関わった者は、関係者の名誉、プライバシー、その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(悪意による通報への対応)

第12条 次条の定めにより設置した調査委員会の調査によって、当該通報が悪意（研究者等又は本学に不利益を与えることを目的とする意志をいう。）によるものと認められたときは、本部長は、当該通報者に対し、懲戒処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずるよう理事長に上申することができる。

第4章 調 査

(調査委員会)

第13条 推進本部は、告発を受けた場合又は不正行為があると判断したときは、速やかに調査委員会を設置し、調査に当たらせる。

2 調査委員会の庶務は、事務部（研究支援担当者を除く。）において行う。

3 調査委員会は5名以上10名以内とし、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副学長

(2) 不正が疑われる研究者等の所属学科等の長

(3) 学園本部職員若干名

(4) 事務部職員若干名（研究支援担当者は除く。）

(5) その他、事案に応じて専門的知識を有する学内・学外の者で、推進本部が必要と認める者

4 調査委員会の委員長は、前項に掲げた委員の中から本部長が指名した者をもって充てる。
(調査の実施)

第14条 調査委員会は、次に掲げる手順に従い調査を実施するものとする。

(1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取

(2) 支出に係る決議書、証憑の収集、分析

(3) 支出の相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析

(4) 本学及び資金配分主体の使用ルールとの整合性の調査

(5) 研究活動に関わる申請、実施、報告又は審査における故意の捏造、改ざん若しくは盗用に関する証拠書類の分析

(6) その他必要となる事項の調査

(協力義務)

第15条 本学の教職員は、調査委員会の調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(秘密の保持)

第16条 不正行為の調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシー、その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第5章 認 定

(認 定)

第17条 調査委員会は、調査の開始後概ね150日以内に、調査結果に基づき、不正行為の有無を認定し、調査結果（認定を含む。）を速やかに本部長に報告するものとする。

(不服申立て)

第18条 不正行為の認定がされた被告発者は、推進本部に対し、不服申立てをすることができる。

第6章 措 置

(本部長が取りうる措置)

第19条 本部長は、調査委員会による調査結果が出るまでの間、告発された研究に係る競争的資金等の支出を停止することができる。

2 本部長は、不正行為の認定がされた被告発者に対し、次に掲げる措置を取ることができる。

- (1) 競争的資金等の使用中止措置
 - (2) 不正行為の認定がされた論文等の取下げ勧告
 - (3) 学校法人常葉学園就業規則等に基づく懲戒処分の理事長への上申
 - (4) 競争的資金等の返還要求及びその他の求償
- 3 本部長は、不正行為を行わなかったと認定された者に対しては、第1項の措置の解除、名誉回復及び不利益が生じないための措置をとる。

第7章 雑 則

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年1月1日から施行する。